

平成 29 年 12 月 27 日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 中村 浩

炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税の発動について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記のことについて、関税定率法第 8 条第 9 項及び第 37 項の規定に基づき、「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」(平成 29 年政令第 324 号)が制定され、平成 29 年 12 月 28 日から平成 30 年 4 月 27 日までの間、下記のとおり、炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して不当廉売関税が発動されることになりました。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 該当物品及び統計品目番号

関税定率法の別表第 7307.93 号に掲げる物品(炭素鋼製突合せ溶接式継手)で、平成 29 年 12 月 28 日から平成 30 年 4 月 27 日までの期間に輸入されるもの(大韓民国又は中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下、単に「中国」と表記)を原産地とするものに限る。)

別表第 7307.93 号に掲げる物品には、炭素鋼製以外の突合せ溶接式継手(非該当物品)も含まれますのでご注意ください。

2. 暫定的な不当廉売関税の税率

原産地	暫定的な不当廉売関税の税率
大韓民国	69.2% (ただし、ティーケー・コーポレーション(TK CORPORATION)により生産された炭素鋼製突合せ溶接式継手にあつては、41.8%)
中国	57.3%

別表第 7307.93 号に掲げる物品の関税率(基本税率)は無税です。

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第 1 部門
(06 - 6576 - 3313)までお問い合わせください。